

# 一般販売条件

日本チャールス・リバー株式会社（「当社」）は、その請求書、見積書、プロトコルまたは作業明細書（「SOW」）に記載された製品（「本製品」）および業務（「本業務」）を提供し、お客様は、SOWに定める仕様に基づき、以下の条件に従い、本製品および本業務の提供を受けるものとします。

## 1. 本製品の提供および研究サービスの実施

当社は、SOW（当社および本顧客との間の相互の合意により適宜修正される）に従い、本製品を提供し、本業務を実施致します。当社は、本製品の提供および本業務の実施がなされる場所に適用される一切の政府の法、規則および規制（「適用法」）を遵守致します。改正法により当社に追加の作業または異なる作業が要求される場合、当社は当該作業を実施することができ、両当事者が相互に合意した金額を受領させていただきます。緊急の場合は本顧客の承認なくしてSOWを変更させて頂く事がございます。但し、当社は、本顧客の口頭での承認を取得するよう、商取引上合理的な努力を行い、本顧客に当該承認を事後に書面で確認致します。両当事者は、SOWに従って本業務を提供する過程において、SOWの変更に至らないか、それを要しない手続変更（当社が本業務を十分に履行する上で必要とみなされ、SOWの作成時点では予見できなかった変更）の結果として、当社が追加で費用を支出する可能性があることを確認します。当該手続変更が発生した場合、当社は、当該変更を実施する前に本顧客に通知させて頂き、その必要性および追加費用について本顧客の同意を得るようつとめます。当社が事前に本顧客に連絡できなかった場合、本顧客は、本業務を完遂するため、当社が然るべく変更を行なうことができ、当該手続変更およびその必要性に関して説明した上で、本顧客から追加費用の払戻しを受ける権利を有することに同意します。

本顧客は、当社から購入する本製品を、安全な方法で、適用のある政府規則および規制をすべて遵守して使用します。本顧客（その従業員を含む）は、当社が次の条件の例外を事前に書面で本顧客に通知する場合を除き、当社から購入するすべての動物、同系交配または異種交配で誕生した当該動物の子孫（当該動物またはその子孫、遺伝子組み換えが行なわれていない派生物を含む）（「本動物」）を、（i）本顧客の社（研究所、研究室）内研究以外の目的で使用してはならず、（ii）第三者に対してその使用目的を問わず販売または提供するために繁殖してはならず、（iii）本動物に関する繁殖その他サービスを提供するために代理人その他第三者に提供してはならないことに同意します。本顧客は、当社の事前の承諾なしには、当社に動物または出荷用コンテナを返品できません。本製品または本業務の受領をもって、その条件に同意したものとみなします。本契約の条件の無効化または修正を意図するその他の書類（注文書または見積依頼書を含む）は、当社を拘束せず、これらの条件（別途規定される特約を含む）のみが、当社による本製品および本業務の販売に適用されます。

本製品の購入により、本製品およびその一部を、本顧客が実施する研究においてのみ、本製品に同梱されるSOWに明確に従って使用する譲渡不可の権利が本顧客に譲渡されます。本顧客は、商業目的で本製品またはその一部を第三者に売却または譲渡することはできません。「商業目的」とは、現金その他報酬を対価とする活動を意味し、（1）製造におけるか、業務、情報もしくはデータの提供のためか、臨床、治療、診断もしくは疾病予防を目的とする、本製品もしくはその一部または本製品もしくはその一部を使用して生成された材料の使用、または（2）本製品もしくはその一部または本製品もしくはその一部を使用して生成された材料の再販（研究における使用を目的とした再販であるかにかかわらず、ライセンスされた販売業者による再販を除く）を含みますが、これらに限りません。上記の制限は、販売する製品の性質を考慮した上で、当社が要求し、当社が本製品またはその意図された使用に関連する特許権その他知的財産権を所有または支配する（およびサブライセンス権を有する）範囲において、当該権利は、購入した本製品について上記に明示的に許可された使用に限り非独占的に、本顧客にライセンスされます。本顧客が上記の制限を遵守しなかった場合は、当社が利用できる他の救済に加えて、本製品に関して提供された保証は自動的に無効となります。

## 2. 被験物質

本顧客は、サービスの提供が必要な場合、本業務を遂行するために使用する、微生物汚染情報および遺伝に関する情報を含む関連仕様を満たした十分な量のすべての合成物、材料、動物、物質、装置およびプロトコル（「被験物質」）、ならびに被験物質の属性、強度、純度、安定性、各バッチの構成もしくはその他の特有の性質、適切な保管要件ならびに安全な取扱要件を当社に伝えるために必要とされる、完全かつ正確なデータ（製品安全データシート（MSDS）またはこれに相当する文書を含む）を当社に提供します。さらに、本顧客は、被験物質の合成、製造または派生の方法について本顧客が文書に記録した旨の証明書を当社に提供します。当社に被験物質を送付する際の運送費は、本顧客の負担とし、当社は、運送中の被験物質の損失、損害または損壊について何ら責任を負いません。本業務に関連して使用されるすべての被験物質および製品は、引き続き本顧客の財産とします。

## 3. 検査

- 3.1 当社は、その本業務の履行を監視することを目的として、合理的な事前の通知をもって通常の営業時間内に、本顧客が当社のバイオセキュリティ措置に従って本業務が実施されている当社の施設の訪問を受け入れます。
- 3.2 当社は、その施設に対して本業務に直接影響する規制上の検査が行われる場合、合理的に速やかに本顧客に通知します。規制または行政当局が本顧客を検査する場合、当社は適用法で認められる範囲で、本顧客と協議し、当該検査に関連する当局への回答について本顧客が検討およびコメントすることを認めます。

## 4. 報告

- 4.1 当社は、SOWで要請された場合はその要請通りに、本業務の状況および進捗について完全かつ正確に記録します。当社は、SOWに特定された情報を含む報告書またはデータを備え置きます。すべての報告書は、当社の標準書式で作成されます。
- 4.2 当社および本顧客はいずれも、他方の書面による事前の承諾（不当に留保してはならない）なくして、当社が本顧客のために作成した報告書またはデータを公開してはなりません。
- 4.3 当社がデータ、記録、報告書その他文書について電子的にアクセスできるようにし、本顧客が電子的にアクセスすることを決定した場合、当該電子的アクセスは当社の標準アクセス条件（要請により提供される）に準拠するものとします。

## 5. 対価

- 5.1 価格は、出荷日時点の価格表または本顧客向け見積書に定める通りとさせていただきます。価格表は、1年毎に当社が改定する場合があります。本顧客は、SOWに従って当社にお支払い頂きます。すべての請求額の支払期日は、請求日から30日目とし、本顧客は提示されたすべての請求額を支払うことに同意致します。支払期日に本顧客が支払っていない全額について、当社の選択により、関連支払期日から支払いが完了するまで、（i）適用法で認められた最高利率、または（ii）該当地域の法定利率の1.5倍のいずれか高い利率で遅延利息が発生致します。さらに、本顧客が支払期日に支払わない場合、当社は、本業務の作業の中止もしくは停止、または要請された報告書その他提供物の留保を決定することができます。
- 5.2 解除、遅延または解約に関して適用される費用はすべて、SOWに記載されます。
- 5.3 当社の判断において、本顧客の財務状態が不安定であるか、本顧客の財務状態に重大な負の変化があった場合、当社は、さらに本業務を提供する前に、自ら適切とみなす支払その他保証を要求する権

利を有します。

## 6. 秘密保持

6.1 本製品の提供または本業務の遂行の過程において、当社および本顧客は、秘密情報を開示する可能性があります。両当事者は、当該情報が秘密事項であることおよび／または所有権があることを書面で特定します。一方当事者が口頭で他方当事者に秘密情報を開示しようとする場合、開示当事者は、  
(i) 開示前に開示の秘密性を他方当事者に口頭で警告し、(ii) 当初の開示から10日以内に開示の秘密性および内容を他方当事者に書面で通知しなければなりません。各当事者は、当該情報を秘密に保持するために商取引上合理的な努力をし、適用法により当該情報の開示を要求されない限り、許可なき公表または開示を防止するための合理的かつ適切な措置を講じます。いずれの当事者も、本契約の履行以外の目的で他方当事者の秘密情報を使用してはなりません。本第6条に定める守秘義務は、本契約の終了または満了後5年間存続します。

6.2 本第6条の秘密保持条項は、(i) 受領当事者が開示当事者から受領した時点で受領当事者が知っていた情報、(ii) 受領当事者が第三者から入手した情報で、当該第三者が開示禁止義務を負いながら開示当事者から直接もしくは間接に入手したものではないもの、(iii) 受領当事者による本契約の違反によらずして、公知であるか、公知となる情報、(iv) 開示当事者が提供した情報を参照または依拠せずに、受領当事者が独自に開発した情報、または(v) 適用のある法もしくは政府規制を遵守するために、受領当事者が開示を求められた情報(但し、受領当事者は、開示当事者に当該開示を直ちに書面で通知し、開示当事者が開示の回避および／または開示範囲の最小化のために講じる合理的かつ合法的な措置に協力するものとする)、には適用されません。

## 7. 保証

7.1 本顧客は、該当する場合、本顧客が本契約に基づき当社に提供する被験物質およびそれに関連する知的財産に対するすべての権利、権原、および権益を保有すること、ならびに本業務に関連する当社による一切の被験物質の使用は第三者の権利を侵害しないことを保証します。

7.2 当社は、知る限りにおいて、本製品および本業務がSOWに記載された仕様および適用法に準拠することを保証致します。当社は、本業務の結果が、その提示先である規制または政府当局にとって承諾可能であること、または本業務の結果により、本顧客が被験物質またはその他の製品もしくは業務をさらに開発、販売その他利用できるようになることを、保証または表明するものではありません。本契約における当社による保証は、明示、黙示または法定であるかを問わず、その他一切の表明または保証(商品性もしくは特定目的への適合性、または特許、商標その他知的財産権の非侵害に関する黙示の保証を含むが、これらに限られない)の代わりとなるものです。本保証の違反に対する請求は、本製品の納品または本業務の完了後10営業日(東京の商業銀行が営業する日をいう)以内に当社に書面で行わなければならない、その以降本製品または本業務は、最終的に受領されたときとみなされるものとさせていただきます。危険負担および本製品の権原は、本製品が(場合に応じて)当社の施設を離れたか、一般的な運送業者に引き渡された際に、本顧客に移転します。

## 8. 責任の制限

8.1 当社は、罰金もしくは予定損害賠償金、またはあらゆる種類の特別損害、間接損害、結果的損害、懲罰的損害、または付随的損害(逸失利益を含むが、これに限られない)について、当該損失額または損害額が、契約、保証の違反、不法行為、厳格責任等の性質があるかにかかわらず、たとえ当社が当該損失額または損害の可能性について知らされていたとしても、または当該損失額または損害額が予見可能であったとしても、それらについて責任を負いません。

8.2 当社の責任は、訴訟の形式にかかわらず、実際の損害額に限定され、当該責任が発生する根拠となる本製品または本業務に対して支払われた総額を超えないものとします。いかなる場合も、当社は、被験物質(または本製品または本業務)またはそれに関連する派生物、製品もしくはサービスのさ

らなる研究、開発または販売、または被験物質（または本製品または本業務）またはそれに関連する派生物、製品もしくはサービスの使用についての本顧客または第三者の決定に起因または関連する損害について責任を負いません

- 8.3 本第8条に定める制限に服することを条件として、当社が第7.2条に定める保証に違反した場合、当社の唯一の責任および本顧客の唯一の救済は、当社が本製品を交換するか、それに関する補償を行なうか、違反の影響を受けた作業または本業務のうち当該影響を受けた部分を関連仕様に適合させることとします。

## 9. 補償

- 9.1 第8条に定める責任の制限に服することを条件として、当社は、本製品の提供または本業務の実施における当社の重大な過失または故意に起因または関連して発生した請求、要求、訴訟、訴訟原因、損失額、損害額、罰金および債務（専門家に支払う合理的な費用を含む）（「本請求」）について、本顧客、その親会社、子会社および関連会社、ならびにそれらの取締役、役員、従業員ならびに代理人を防御し、補償し、免責するとともに、適切な控訴を行なった後に最終判決によって当該補償対象者に課された費用および損害額を支払います。但し、当社が、本請求について、本顧客がそれを知ってから直ちに書面で通知を受けること、ならびに請求の防御および／または和解のための情報、合理的な支援および単独の権限を付与されることを条件とします。

- 9.2 本顧客は、(a) 本顧客、またはその販売代理店、協力者、顧客、サブライセンシー、代表者または代理人による、被験物質および／または本業務の提供または本製品の使用の対象となるその他物質の研究、開発、製造、流通、使用、販売または処分、(b) 第三者の特許権の侵害またはそのノウハウの不正使用もしくは悪用、(c) 本顧客の重大な過失または故意、(d) 当社施設の訪問中または本顧客に対する本製品の引き渡し後に発生した本製品との接触に関連する人的損傷、に起因または関連して発生した本請求につき、当社、その親会社、子会社および関連会社、ならびにそれらの取締役、役員、従業員ならびに代理人を防御し、補償し、免責するとともに、適切な控訴を行なった後に最終判決によって当該補償対象者に課された費用および損害額を支払います。但し、本顧客が、本請求について、当社がそれを知ってから5日以内に書面で通知を受けること、ならびに請求の防御および／または和解のための情報、合理的な支援および単独の権限を付与されることを条件とします。

## 10. 所有権

- 10.1 当社の事業活動に関連する、本製品の提供または本業務の実施に関する発明および／または技術は、当社の排他的財産であり、かつ排他的財産であり続けるものとします。これらには、現在および将来の文書、科学データおよび技術データ、試験手順、その他当社が所有またはライセンスを受けた、本契約に基づいて開発されたものではない情報を含みますが、これらに限られません。当社は、一般履歴データベースの一部として同時実行制御データを使用する権利を有します。本契約に基づいて本顧客が提供した情報または資料に直接に関連する、開発または作成されたデータ、発見または発明（本契約に基づいて提供された情報または資料に直接に関連する新たなデータ、用途、製法または組成を含むが、これらに限られない）は、本顧客の排他的財産とします。当社は、当該データ、発見または発明に係る特許、著作権その他財産的価値のある権利を本顧客が確保する上でこれを支援し、当該データ、発見または発明に係るすべての権利、権限および権益を本顧客に付与するために合理的に必要とされるすべての行為を行なうことに同意します。当社は、当該支援について標準的な料金で支払を受けます。かかる本顧客の権利の確立に関連するすべての費用は、本顧客が負担します。

## 11. 保険

各当事者は、本契約に基づく権利または潜在的な責任（該当する場合、労災補償を含むが、これに限られない）および企業総合賠償責任を十分に補償する保険を付保致します。

## 12. 不可抗力

- 12.1 本契約に基づいて支払われるべき金額の支払に関する場合を除き、いずれの当事者も、火災、洪水、地震、噴火、ストライキ、テロ行為、戦争、反乱、通商禁止、政府の要求、民事もしくは軍事権限の行使、動物の活動、天災等で、その発生または状況が、全体または一部を問わず、当該当事者に起因せず、当該当事者の合理的な支配を超えたものによって、本契約上の義務の履行が妨げられたか遅延した場合、当該義務の不履行とはみなされません。

## 13. 解除

- 13.1 SOWに別段の定めがある場合を除き、本顧客は、当社に30日前までに書面で通知することにより、正当な理由なく随時SOWを解除する権利を有します。当該解除の場合、当社は、本業務の停止に関連して発生した追加費用（取消不能の形で決定された費用およびSOWに規定された取消料または解除料）と共に、解除の効力発生日までに提供された本製品または本業務のすべてについて支払を受けます。
- 13.2 いずれの当事者も、いつでも、他方当事者が本契約の重大な違反にある場合で、30日前までに通知を行なったにもかかわらず、当該30日以内に非不履行当事者が合理的に満足できる形で当該違反が治癒されなかった場合、それぞれ本契約またはSOWを解除することができます。
- 13.3 解除の場合、いずれの当事者も、さらなる義務を負いません。但し、(i) 解除日までに生じた債務、および(ii) その条件により解除後も存続する義務（秘密保持、記録保管、規制遵守、知的財産および補償に関する本契約の適切な条項を含む）は、解除後も存続します。

## 14. 紛争解決

両当事者は、本契約に起因して発生した論争、請求または紛争について、協議により解決することを誠実に試みるものとします。交渉が成功しなかった場合、論争、請求または紛争は、両当事者が合理的に承諾できる条件で、第三者の調停に付託されます。当該請求、論争または紛争は、調停によって解決されなかった場合、一方当事者の書面による要請により、仲裁に付託されます。仲裁は、業務が提供される法域において、英語により、その時点で有効な、当該法域の法および国連国際商取引法委員会仲裁規則（UNCITRAL）に従って実施されます。手続きの記録および筆記録を保管されます。仲裁判断は、事実認定および判断の根拠となる法の結論を合理的詳細に記載した書面で作成されます。仲裁人委員会の過半数の判断は、仲裁人の決定とし、一方当事者が仲裁へ参加しなかったか、参加を拒否したかにかかわらず、拘束力を有します。当該仲裁の費用はすべて、専門家費用および弁護士費用を除き、両当事者が均等に負担します。

## 15. 記録

- 15.1 当社が作成したすべての報告書および補助的文書は、本顧客の財産（「本資料」）とします。SOWに別段の定めがない限り、適切であり、本顧客が書面で要請した場合、当社は、最終報告書日の後1年間、または適用法により要求されたそれよりも短い期間について、本資料を保管しなければなりません。当該期間の終了時に、当社は、本資料の処分を、(a) 本資料の延長保管、(b) 本顧客の費用での本顧客への本資料の返却、または(c) 本顧客の費用での本資料の処分、のいずれかから決定するために本顧客に連絡しなければなりません。当社が本資料を引き続き保管することを本顧客が要請し、当社がこれに同意した場合、本資料の保管費用は、引き続き、当社のその時点での最新の料金で、本顧客に請求されます。本顧客が当該指示を行わなかった場合、当社は、本顧客にその旨を通知し、当該指示が当該通知の30日以内に依然として行なわれなかった場合、当社は、本資料の継続保管（1年以上の追加期間について承認されたとみなされる）を選択するか、本顧客の費用で、本資料を本顧客に返却することができます。本顧客は、本資料が本顧客に返却されるまで、保管費用について責任を負います。本資料が本顧客に向けて運送中にある間、本資料の危険負担またはリスクは、本顧客が負担します。

- 15.2 本資料が追加的および／または特別な保管要件を伴う場合、保管の追加費用は、本顧客に請求致します。請求書は、毎年事前に発行され、受領時に支払期限が到来します。本顧客は、提供されたすべての請求書について支払うことに同意致します。
- 15.3 当社の記録業務に対する責任は、その行為の形式にかかわらず、本資料の1年間の保管について支払った金額を超過しないものと致します。いかなる場合も、当社は、本資料の保管に関連する、罰金もしくは予定損害賠償金、またはあらゆる種類の特別損害、間接損害、結果的損害、懲罰的損害、または付随的損害（逸失利益を含むが、これに限られない）について責任を負いません。当社は、保管できなかったことによって発生した損失額を含め、合理的な支配を超えた試料または情報の損失について責任を負いません。
- 16. 雑則**
- 16.1 通知 一方当事者が他方当事者に対して行なう通知はすべて書面によるものと致します。通知は、翌日配達宅配便、受取証明返信票付の書留郵便、または書面による受取確認付のその他の方法によって行なわれます。すべての通知は、受領時に有効となります。
- 16.2 独立契約人 本顧客に対する当社の事業関係は、独立契約人の関係であり、パートナー、ジョイントベンチャー、雇用者、従業員その他の種類の関係ではありません。
- 16.3 譲渡 いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の承諾なく、本契約、ならびに本契約上の権利および義務を譲渡してはなりません。但し、いずれの当事者も、関連会社に対する場合、または合併、統合、本製品もしくは本業務に関連する実質的全部の資産の売却に関連する場合、本契約を譲渡することができます。
- 16.4 完全合意 本契約は、両当事者間のすべての合意および理解を定め、口頭または書面を問わず、本契約の主題に関して過去に行なわれた一切の意思表示、交渉、文書、合意および理解（その後のまたは矛盾する本顧客の条件を含む）に取って代わるものとします。本契約の条項の修正または権利放棄は、両当事者が署名した書面によらない限り、有効とはならず、いずれの当事者も拘束しません。
- 16.5 分離 本契約に含まれる一または複数の条項が何らかの理由で何らかの点について無効、違法または強制不可能とされた場合、当該条項は本契約のその他の条項に影響を及ぼすものではなく、その他全ての条項は、引き続き完全に有効であるものとします。
- 16.6 適用法 本契約は、常に、あらゆる目的において、別の法域の法の適用を決定する適用法選択のルールにかかわらず、本製品の提供元または本業務の提供地の法域の法（国際物品売買契約に関する国連条約を明示的に除く）に準拠し、同法に従って解釈されます。

Charles River®はCharles River Laboratories, Inc. の登録商標です。■VAF/Plus®, CD®, CF-1®, CFW®及びPhenoFirst®はCharles River Laboratories, Inc. の登録商標です。■VAF/Elite™, CDF™CD-1™, THE POUND MOUSE™, Gnotosafe™, Transgel™, Sew Easy™及びMultiplexed Fluorometric ImmunoAssay™ (MFIA™) はCharles River Laboratories, Inc. の商標です。■MAXBAXSMIは、Charles River Laboratories, Inc. のサービスマークです。■Sprague Dawley®はインディアナ州インディアナポリスのHarlan Sprague Dawley, Inc. の登録商標です。■SDはHarlan Sprague Dawleyの商標です。■Fox Chase CB17はFox Chase Cancer Centerの商標です。Fox Chase SCID®はFox Chase Cancer Centerの登録商標です。■HydroGel™はClearH20®の登録商標です。■Immortomouse®はLudwig Institute for Cancer Researchの登録商標です。■Polymerase Chain Reaction (PCR) 分析はRoche Molecular Systems, Inc. 及びThe Perkin-Elmer Corporationとのライセンスの取決めに従って実施されます。■Microsatellite分析はMarshfield Clinicとのライセンスの取決めに従って実施されます。■Purina #5008はNestle Purina Petcare Companyの商標です。■Research DietsはBioDAQの商標です。■genOway®はフランス国リヨンのgenOway S. A. の登録商標です。■ImmunoComb®はイスラエルのBiogal-Galed Labsの登録商標です。■TaqMan®はRoche Molecular Systems, Inc. の登録商標です。■© Charles River Laboratories, Inc. 2010